

## 要介護 1 ～ 5 の方の

### ケアプランの作成・サービスの利用

介護保険制度を利用して介護サービスを受けるためには、必ず「ケアプラン」(居宅サービス計画)を作成する必要があります。

#### 居宅介護支援事業者の選択・作成依頼

居宅介護支援事業者(ケアプラン作成事業者)を自由に選びます。  
居宅介護支援事業者と契約し、ケアマネジャーにケアプランの作成を依頼します。  
特別養護老人ホームなどの介護保険施設の利用を希望する方には、情報の提供や利用の申し込みなどを行います。

#### 居宅サービス計画作成依頼届出書(届出書)の提出

届出書に介護保険証を添えて、高齢介護課へ提出します。  
ケアプランを自分で作成する方も、届出書の提出が必要です。

#### ケアマネジャーによるケアプランの作成

##### 状態の把握

利用者(ご本人・ご家族)と面談し、問題点や課題などを分析します。

##### 計画原案の作成

利用者の選択にもとづいて、介護サービス提供事業者を決め、ケアプランの原案を作成します。

##### 介護サービス提供事業者との連絡・調整、サービス担当者会議開催

ケアマネジャーを中心に、利用者と介護サービス提供事業者が意見を交換します。

##### 計画の作成

利用者の希望、ご本人の心身の状態、生活の状況などを考慮の上、ケアプランを作成します。

##### 利用者の同意

ケアプランの内容を説明し、利用者の同意を得ます。(同意が得られるまで ～ を繰り返します。)

#### 介護サービス提供事業者との契約・利用

ケアプランにもとづいて、介護サービス提供事業者と契約し、サービスを利用します。

契約時には、利用時間、料金、内容、キャンセル時の取扱い、サービス内容に関する相談・苦情への対応などを確認します。